

「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」改正のお知らせ

一般社団法人日本公園施設業協会では、急速に老朽化する社会資本のメンテナンスを的確に行える技術者の養成が求められていることから、平成27年度から、公園施設の定期点検を適正に遂行できる点検技術者の認定・登録制度を創設いたしました。

これに伴って、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」(以下、「本規準」という。)の中に、新設した「公園施設点検管理士」及び「公園施設点検技士」の位置づけ等を行う必要が生じたために、平成27年7月7日付で本規準を改正いたしました。

つきましては、今後、本規準の活用に当たりましては、以下の「新旧対照表」に基づいて読み替えてご活用いただきますようお願いいたします。

2015年7月7日

一般社団法人日本公園施設業協会
会長 高尾 典秀

「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」(平成27年7月7日改正) 新旧対照表(改正箇所: _____部分)

頁	行	旧	新
8	24～33	36) 専門技術者: 本規準においては、JPFAが認定した公園施設製品安全管理士および公園施設製品整備技士を指す。	36) 専門技術者: 公園施設の材料、構造、判定基準を熟知し、公園施設の計画・設計・製造・施工・点検・修繕に必要な専門的な知識及び技術を有する者。本規準においては、JPFAが認定した公園施設製品安全管理士および公園施設製品整備技士を指す。
			36-2) 点検技術者: 公園施設の定期点検業務を確実に履行するために必要な専門的な知識及び技術を有する者。本規準においては、JPFAが認定した公園施設製品安全管理士および公園施設製品整備技士並びに公園施設点検管理士および公園施設点検技士を指す。
		37) 公園施設製品安全管理士: 必要な実務経験や知識を有し、JPFAが実施する講習を完了し、認定試験に合格した者。 <u>※公園施設の計画・設計・製造・施工・点検・修繕などの業務の内容に対して安全性を判定することができる。</u>	37) 公園施設製品安全管理士: JPFA会員企業に属する公園施設点検管理士で、さらに必要な実務経験や知識を有し、JPFAが実施する公園施設製品安全管理士認定講習会を受講し、公園施設製品安全管理士認定試験に合格した者で、公園施設の計画・設計・製造・施工・点検・修繕業務において、管理技術者として、関係法令・規準等に基づいて適正に業務を遂行及び管理・統括することができる。
			37-2) 公園施設点検管理士: 必要な実務経験や知識を有し、JPFAが実施する公園施設点検管理士認定講習会を受講し、公園施設点検管理士認定試験に合格し、登録された者で、公園施設の定期点検業務において、管理技術者として、関係法令・指針等に基づいて適正に業務を遂行及び管理・統括することができる。
		38) 公園施設製品整備技士: 必要な実務経験や知識を有し、JPFAが実施する講習を完了し、認定試験に合格した者。 <u>※公園施設製品安全管理士の指導管理・監督のもとで、公園施設の点検および修繕全般に関する業務を行うことができる。</u>	38) 公園施設製品整備技士: JPFA会員企業に属する公園施設点検技士で、さらに必要な実務経験や知識を有し、JPFAが実施する公園施設製品整備技士認定講習会を受講し、公園施設製品整備技士認定試験に合格した者で、公園施設の計画・設計・製造・施工・点検・修繕業務において、公園施設製品安全管理士の指導管理・監督のもとで、関係法令・規準等に基づいて適正に業務を遂行することができる。

「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」(平成27年7月7日改正) 新旧対照表(改正箇所: _____部分)

頁	行	旧	新
			38-2) 公園施設点検技士 : 必要な実務経験や知識を有し、JPFAが実施する公園施設点検技士講習会を受講し、公園施設点検技士認定試験に合格し、登録された者で、公園施設の定期点検業務において、公園施設点検管理士の指導管理・監督のもとで、担当技術者として、関係法令・指針等に基づいて適正に業務を遂行することができる。
13	6～11	②事故の要因となる物的ハザードのレベルは、以下の4段階に大別する。 ハザードレベル 0: 傷害をもたらす物的ハザードがない状態 ハザードレベル 1: 軽度の傷害をもたらすハザードがある状態 ハザードレベル 2: 重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態 ハザードレベル 3: 生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらすハザードがある状態	②事故の要因となる物的ハザードのレベルは、以下の4段階に大別する。 ハザードレベル 0: 傷害をもたらす物的ハザードがない状態 ハザードレベル 1: 軽度の傷害をもたらすハザードがある状態 ハザードレベル 2: 重大であるが恒久的ではない傷害をもたらすハザードがある状態 ハザードレベル 3: 生命に関わる危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な傷害をもたらすハザードがある状態
112	30	①定期点検は、 <u>専門技術者が巻末に示す</u> ・・・	①定期点検は、 <u>点検技術者が巻末に示す</u> ・・・
113	2～3	・・・、 <u>専門技術者は「劣化診断」による劣化判定と「規準診断」によるハザードレベルの組み合わせで総合的な機能判定を行う。</u>	・・・、 <u>点検技術者は「劣化診断」による劣化判定と「規準診断」によるハザードレベルの組み合わせで総合的な機能判定を行う。</u>
	4	その判定基準については事前に <u>管理者と協議</u> しておかなければならない。	その判定基準については事前に <u>管理者に説明</u> しておかなければならない。
	9～11	④点検項目は巻末に示す「 <u>定期点検総括表・定期点検表・特別定期点検表</u> 」による。なお、定期点検表にない遊具を点検する場合は、 <u>特別定期点検表を基にして、専門技術者である公園施設製品安全管理士が、適宜点検表を作成し、管理者の承認を得ること。</u>	④点検項目は巻末に示す「 <u>定期点検総括表・定期点検表</u> 」による。なお、定期点検表にない遊具を点検する場合は、 <u>類似施設の定期点検表を参考にして、点検技術者である公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士が、適宜特別定期点検表を作成し、管理者の承認を得ること。</u>
	12～13	⑤定期点検は <u>専門技術者が行い、その判定結果の検証は、他の専門技術者である公園施設製品安全管理士が担当すること。</u>	⑤定期点検は <u>点検技術者が行い、その判定結果の検証は、他の点検技術者である公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士が担当すること。</u>
	29～31	⑦使用禁止処置 <u>専門技術者は、点検作業中に緊急に使用を中止したり、応急な対応が想定される場合に備え、管理者と事前に対応・連絡の方法などについて協議しておかなければならない。</u>	⑦使用禁止処置 <u>点検技術者は、点検作業中に緊急に使用を中止したり、応急な対応が想定される場合に備え、管理者と事前に対応・連絡の方法などについて協議しておかなければならない。</u>
	32～33	⑧点検終了後、 <u>専門技術者は、定期点検総括表・定期点検表と写真台帳からなる報告書を作成し、すみやかに管理者に提出しなければならない。</u>	⑧点検終了後、 <u>点検技術者は、定期点検総括表・定期点検表と写真台帳からなる報告書を作成し、すみやかに管理者に提出しなければならない。</u>
117	1～2	④ <u>専門技術者が点検作業を行う場合は、常に資格証を携帯し、有資格者であることを表示しなければならない。</u>	④ <u>点検技術者が点検作業を行う場合は、常に資格証を携帯し、有資格者であることを表示しなければならない。</u>

「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」(平成27年7月7日改正) 新旧対照表(改正箇所: _____ 部分)

頁	行	旧	新
118	12	②現状確認: 専門技術者が行った、定期点検および精密点検の結果を基に、・・・	②現状確認: 点検技術者が行った定期点検、および専門技術者が行った精密点検の結果を基に、・・・
122	全頁	解説6.2-3: (点検・修繕の流れと関係者の役割)	削除
123	全頁	解説6.2-4: (発見された物的ハザードの適切な処理と関係者の役割)	削除
132 ～ 135	全頁	<p>遊具の定期点検業務仕様書 第1節 一般事項 1. 1 適用 (1) 本遊具の定期点検業務仕様書(以下「仕様書」という)は、遊具の定期点検業務に適用する。 (2) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。 (3) 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a)から(c)の順番とする。 (a) 契約書 (b) 特記仕様書 (c) 本仕様書</p> <p>1. 2 用語の定義 本仕様書において用いる用語の定義は、下記による。 (1) 「施設管理担当者」とは、契約書に規定する施設管理担当者を行い、公園施設の管理業務に携わる者で、遊具の定期点検業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。 (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の業務責任者をいう。 (3) 「業務責任者」とは、契約書に規定する業務責任者を行い、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。 <u>ここでいう業務責任者とは、(一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」あるいは発注者が同等と認めた者とする。</u> (4) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。<u>ここでいう業務担当者とは、(一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品整備技士」あるいは発注者が同等と認めた者とする。</u> (5) 「同等と認めた者」とは、(一社)日本公園施設業協会が認定した「公園施設製品安全管理士」「公園施設製品整備技士」と比較して同等の学歴、経歴、実務経験、講習会の受講実績などから同等の知識と技術、管理能力等があると発注者が認めた者をいう。</p>	<p>遊具の定期点検業務仕様書 第1節 一般事項 1. 1 適用 (1) 本遊具の定期点検業務仕様書(以下「仕様書」という)は、遊具の定期点検業務に適用する。 (2) 本仕様書に規定する事項は、特に定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。 (3) 全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(a)から(c)の順番とする。 (a) 契約書 (b) 特記仕様書 (c) 本仕様書</p> <p>1. 2 用語の定義 本仕様書において用いる用語の定義は、下記による。 (1) 「施設管理担当者」とは、契約書に規定する施設管理担当者を行い、公園施設の管理業務に携わる者で、遊具の定期点検業務の監督を行うことを発注者が指定した者をいう。 (2) 「受注者等」とは、当該業務契約の受注者又は契約書の規定により定めた受注者側の管理技術者をいう。 (3) 「管理技術者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施する為に施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受注者側の責任者をいう。 管理技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した公園施設製品安全管理士(以下「安全管理士」という。)または公園施設点検管理士(以下「点検管理士」という。)でなければならない。 (4) 「担当技術者」とは、管理技術者の指導管理・監督により業務を実施する者で、現場における受注者側の担当者をいう。担当技術者は、(一社)日本公園施設業協会が認定、登録した安全管理士、公園施設製品整備技士(以下「整備技士」という。)、点検管理士または公園施設点検技士(以下「点検技士」という。)でなければならない。ただし、「管理技術者」と「担当技術者」の兼務はできない。 (削除)</p>

「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」(平成27年7月7日改正) 新旧対照表(改正箇所: _____部分)

頁	行	旧	新
		<p>(6)「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称している。</p> <p>(7)「施設管理担当者の承諾」とは、受注者等が施設管理担当者に対して書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。</p> <p>(8)「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。</p> <p>(9)「施設管理担当者と協議」とは、協議事項について、施設管理担当者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。</p> <p>(10)「業務検査」とは、契約書に規定する全ての業務の完了確認、又は支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。</p> <p>(11)「作業」とは、本仕様書で定める遊具の定期点検業務をいう。</p> <p>(12)「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)</p> <p>(13)「定期点検」とは、公園施設製品安全管理士および公園施設製品整備技士などが一定期間ごとに磨耗状況や変形ならびに経年変化などについて点検する「劣化診断」と、遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。</p> <p>(14)「SP 表示認定企業」とは、(一社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ協会が定めた規格「S:2014QMS-SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると協会に認定された企業。</p> <p>(15)「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができるシールをいう。</p> <p>1. 3 受注者の負担の範囲</p> <p>(1)点検業務の実施にあたり必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に掛かる費用は、特記仕様書に記載がある場合にかぎり受注者側の負担とする。</p> <p>(2)点検業務に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。</p> <p>1. 4 点検業務報告書の様式</p> <p>(1)報告書の様式は、特記仕様書に別途記載がある場合を除き(一社)日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき作成する。</p>	<p>(5)「業務関係者」とは、管理技術者及び担当技術者を総称している。</p> <p>(6)「施設管理者の承諾」とは、受注者等が施設管理者に対して書面で申し出た事項について、施設管理者が書面をもって了解することをいう。</p> <p>(7)「施設管理者の指示」とは、施設管理者が受注者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面によって示すことをいう。</p> <p>(8)「施設管理者と協議」とは、協議事項について、施設管理者と受注者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。</p> <p>(9)「業務検査」とは、契約書に規定する全ての業務の完了確認、又は支払いの請求に関わる業務の終了の確認をするために、発注者が指定した者が行う検査をいう。</p> <p>(10)「作業」とは、本仕様書で定める遊具の定期点検業務をいう。</p> <p>(11)「劣化」とは、物理的、化学的、生物的要因によりその物の性能が、低下することをいう。(ただし、地震、火災等の災害によるものを除く。)</p> <p>(12)「定期点検」とは、「安全管理士」、「整備技士」、「点検管理士」および「点検技士」が一定期間ごとに磨耗状況や変形ならびに経年変化などについて点検する「劣化診断」と、遊具の形状や安全領域等の規準に対する妥当性を評価する「規準診断」をいう。</p> <p>(13)「SP 表示認定企業」とは、(一社)日本公園施設業協会が定めた「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」等に基づき製品の設計、製造、販売、施工、点検、修繕を行い、かつ協会が定めた規格「S:2014QMS-SP 表示認定規格」を満たすマネジメントシステムを構築していると協会に認定された企業。</p> <p>(14)「SP 点検済シール」とは、「SP マーク」を付された「点検済シール」で点検、修繕した遊具が、「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014」に合致したと認められた時に、安全性の確保が維持されていることを示すために、SP表示認定企業が貼付することができるシールをいう。</p> <p>1. 3 受注者の負担の範囲</p> <p>(1)点検業務の実施にあたり必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に掛かる費用は、特記仕様書に記載がある場合にかぎり受注者側の負担とする。</p> <p>(2)点検業務に必要な工具、測定機器等は受注者側の負担とする。</p> <p>(3)使用禁止処置については含まれない。</p> <p>1. 4 点検業務報告書の様式</p> <p>(1)報告書の様式は、特記仕様書に別途記載がある場合を除き(一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準JPFA-ID-S:2014」に記載する「定期点検総括表」「定期点検表」「写真台帳」に基づき作成すること。</p>

「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」(平成27年7月7日改正) 新旧対照表(改正箇所: _____ 部分)

頁	行	旧	新
		<p>(2) 報告書をデジタルデータで納品する場合は、容易に改ざん出来ないようにすること。</p> <p>1. 5 関係法令の遵守 (1) 点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。</p> <p>第2節 業務関係図書 2. 1 業務計画書 (1) <u>業務責任者は、点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理担当者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合に於いて施設管理担当者の承諾を得た場合は、この限りではない。</u> (* <u>公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士の認定書の写しを添付すること。</u>)</p> <p>2. 2 作業計画書 (1) <u>業務責任者は、業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理者等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。</u> (* <u>点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された遊具の取扱、処置方法、連絡手順 について事前に決めておくこと。</u>)</p> <p>2. 3 貸与資料 (1) <u>点検対象遊具の図面、製品仕様書等の資料は、貸与する。ただし、作業終了後は返還するものとする。</u></p> <p>2. 4 業務の記録 (1) <u>施設管理担当者</u>と協議した結果については、指定様式に記録し整理する。 (2) <u>業務遂行の写真是、着手前、作業状況(規準点検状況・劣化点検状況)からなり、「定期点検表」「特別定期点検表」に基づき作成し、点検表と照合できるよう写真台帳に整理する。</u> (3) <u>業務遂行の作業日誌(作業日・天候・気温・点検箇所・作業内容・その他)を記録し整理する。</u></p> <p>第3節 業務現場管理 3. 1 業務管理 (1) <u>業務契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。</u></p>	<p>(2) 報告書をデジタルデータで納品する場合は、容易に改ざん出来ないようにすること。</p> <p>1. 5 関係法令の遵守 (1) 点検業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。</p> <p>第2節 業務関係図書 2. 1 業務計画書 (1) <u>管理技術者は、点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、作業手順、担当技術者が有する資格等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理者の承諾を受けること。ただし、軽微な業務の場合において施設管理者の承諾を得た場合は、この限りではない。</u> (* <u>「安全管理士」、「整備技士」、「点検管理士」、「点検技士」の認定証等の写しを添付すること。</u>) (* <u>点検の作業中に利用を中止した方が良いと判断された公園施設の取扱、処置方法、連絡手順について事前に決めておくこと。</u>)</p> <p>2. 2 作業計画書 (1) <u>管理技術者は、業務計画書に基づき作業実施日、作業内容、作業範囲、管理技術者名、担当技術者名等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理者の承諾を受けること。</u></p> <p>2. 3 貸与資料 (1) <u>業務遂行に必要な資料(点検対象遊具の図面、製品仕様書等)は、貸与する。ただし、業務終了後は返還するものとする。</u></p> <p>2. 4 業務の記録 (1) <u>施設管理者</u>と協議した結果については、必要に応じて指定様式に記録し整理する。</p> <p>第3節 業務現場管理 3. 1 業務管理 (1) <u>業務契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し品質、工程、安全、法令遵守等の業務管理を行う。</u></p>

頁	行	旧	新
		<p>3. 2 業務責任者 (1)受注者は、<u>業務責任者を定め施設管理担当者</u>に届けでること。また<u>業務責任者を変更した場合も同様とする。</u> (2)<u>業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。</u> (3)<u>業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者で「公園施設製品安全管理士」あるいは発注者が同等と認めた者であること。</u></p> <p>3. 3 業務条件 (1)業務を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行する。 (2)業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、<u>施設管理担当者</u>と協議の上、変更届けを提出し承諾を受けたのち業務の実施にあたる。</p> <p>第4節 業務の実施 4. 1 業務担当者 (1)業務担当者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で「<u>公園施設製品整備技士</u>」あるいは<u>発注者が同等と認めた者であること。</u></p> <p>4. 2 点検の範囲 (1)点検業務の対象遊具は、特記仕様書による。 (2)遊具の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「<u>定期点検総括表</u>」「<u>定期点検表</u>」「<u>特別定期点検表</u>」に基づいて実施しその結果について報告する。特記仕様書に点検範囲が記載されている場合は特記仕様書により実施しその結果について報告する。 (* 定期点検業務には原則としてビス、ナット類の<u>締めまし</u>、グリス等の注油は含まない。) (* 防食テープ等が巻かれてる場合は、点検箇所や点検方法について事前に協議する。) (* 遊具の使用禁止の処置としてバリケードや板囲い等を行う場合の手間や材料代は含まない。)</p> <p>4. 3 点検の実施 (1)点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とする。 (2)点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一社)日本公園施設業協会認定の「<u>JPFA 点検器具</u>」を使用して行う。</p>	<p>3. 2 管理技術者 (1)受注者は、<u>管理技術者を定め施設管理者</u>に届けでること。また<u>管理技術者を変更した場合も同様とする。</u> (2)管理技術者は、<u>担当技術者に作業内容及び施設管理者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。</u> (3)管理技術者は、<u>担当技術者以上の経験、知識及び技能を有する者で「安全管理士」または「点検管理士」であること。</u></p> <p>3. 3 業務条件 (1)業務を行う月日及び時間等は、作業計画書により実行すること。 (2)業務契約図書に定められた業務月日に変更が生じた場合は、<u>施設管理者</u>と協議の上、変更届けを提出し承諾を受けたのち業務の実施にあたること。</p> <p>第4節 業務の実施 4. 1 担当技術者 (1)担当技術者は、その作業等の内容に応じた必要な知識及び技能を有する者で「<u>安全管理士</u>」、「<u>整備技士</u>」、「<u>点検管理士</u>」または「<u>点検技士</u>」であること。</p> <p>4. 2 点検の範囲 (1)点検業務の対象遊具は、特記仕様書による。 (2)遊具の点検内容は、(一社)日本公園施設業協会が規定する「<u>定期点検総括表</u>」「<u>定期点検表</u>」に基づいて実施しその結果について報告すること。特記仕様書に点検範囲が記載されている場合は特記仕様書により実施しその結果について報告すること。 (* 定期点検業務には原則としてビス、ナット類の<u>増し締め</u>、グリス等の注油は含まない。) (* 防食テープ等が巻かれている場合は、点検箇所や点検方法について事前に協議すること。) (* 遊具の使用禁止の処置としてバリケードや板囲い等を行う場合の手間や材料代は含まない。)</p> <p>4. 3 点検の実施 (1)点検を行う場合には、あらかじめ施設管理担当者から使用状況、劣化及び前回の定期点検報告書、修理経歴等の状況を聴取し、点検の参考とすること。 (2)点検業務の中で測定を行う必要がある場合は、定められた測定機器又は(一社)日本公園施設業協会認定の「<u>JPFA 点検器具</u>」を使用して行うこと。</p>

「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」(平成27年7月7日改正) 新旧対照表(改正箇所: _____ 部分)

頁	行	旧	新
		<p>(3) 高難度系遊具や大可動系遊具の安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定は、JPFA 方式で定期点検時に行わなければならない。<u>JPFA 肉厚測定器等による鋼材の超音波肉厚測定は必要に応じて定期点検の別途業務として行う。</u></p> <p>(4) 点検業務は業務担当者が、点検表に基づく判定は業務責任者がそれぞれ担当し、職務を兼ねることはできない。</p> <p>4. 4 定期点検の回数 (1) 定期点検の実施回数と期間は特記仕様書による。</p> <p>4. 5 措置 (1) 点検終了後合格と判断された遊具については施設管理担当者の承諾を受けて「SP 点検済みシール」に点検実施時期を明示して添付する。</p> <p>4. 6 安全対策 (1) 点検作業に於いては、作業中であることの掲示をして利用者の遊具利用への影響が無いように十分な安全対策を講ずる。</p> <p>(2) 点検の結果、使用禁止が妥当と判断される遊具については、業務計画書等で事前に施設管理担当者と打ち合わせた手順に従い、ロープやネット等で使用できないように処置するとともに使用禁止表示を行い利用者に事故が起きないように安全対策を実施する。併せて施設管理担当者に速やかに連絡する。</p> <p>4. 7 作業服装 (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装にて作業を実施し、「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事する。</p> <p>4. 8 点検業務の報告 (1) 業務責任者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成し、施設管理担当者へ、契約書に定められた期日内に報告する。</p> <p>第5節 業務の検査 5. 1 業務の検査 (1) 受注者は、契約書に基づき、下記の書類を提出し発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。 (a) 契約書 (b) 仕様書 (c) 業務計画書 (公園施設製品安全管理士、公園施設製品整備技士の認定書の写しを添付する。)</p>	<p>(3) 高難度系遊具や大可動系遊具の安全領域内の設置面の衝撃吸収性能の測定を行う場合は、JPFA 方式またはASTM及びENの規格基準に適合した測定器を使用して行うこと。</p> <p>(4) 点検業務は担当技術者が行い、その点検結果に基づく判定は管理技術者が行い、職務を兼ねることはできない。</p> <p>4. 4 定期点検の回数 (1) 定期点検の実施回数と期間は特記仕様書による。 (削除)</p> <p>4. 5 安全対策 (1) 点検作業においては、作業中であることを表示するとともに、公園利用者へ危害・迷惑をかけることの無いように十分な安全対策を講ずること。 (2) 点検の結果、緊急な使用禁止が必要と判断される遊具については、業務計画書等で事前に施設管理者と打ち合わせた手順に従うこと。</p> <p>4. 6 作業服装 (1) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装にて作業を実施し、「安全管理士」、「整備技士」、「点検管理士」、「点検技士」の携帯用認定証等を携帯して作業に従事すること。</p> <p>4. 7 点検業務の報告 (1) 管理技術者は、作業の結果を記載した点検業務報告書を作成し、施設管理者へ、契約書に定められた期日内に報告すること。</p> <p>第5節 業務の検査 5. 1 業務の検査 (1) 受注者は、契約書に基づき下記の書類を提出し、発注者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。 (a) 契約書 (b) 仕様書 (c) 業務計画書 (「安全管理士」、「整備技士」、「点検管理士」、「点検技士」の認定証等の写しを添付すること。)</p>

「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」(平成27年7月7日改正) 新旧対照表(改正箇所: _____部分)

頁	行	旧	新
		(d) 作業計画書 (e) 業務の記録 (f) 支給品借用・返納書 (g) 業務完了届 (h) 定期点検業務報告書 (特記仕様書記載による様式又は、(一社)日本公園施設業協会の「 <u>遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2014</u> 」に記載する定期点検総括表・定期点検表・特別定期点検表の様式及び写真帳) (i) SP 表示認定企業認定書の写し (j) (一社)日本公園施設業協会の「公園施設団体賠償責任保険加入証」あるいはこれに代わる保険加入証 (* 必要な書類とその様式は発注者側で定めた様式による。)	(d) 作業計画書 (e) 業務の記録 (f) 支給品借用・返納書 (g) 業務完了届 (h) 定期点検業務報告書 (特記仕様書記載による様式又は、(一社)日本公園施設業協会の「公園施設の定期点検に関する規準 JPFA-ID-S:2014」に記載する定期点検総括表・定期点検表の様式及び写真台帳) (i) SP 表示認定企業認定書の写し (j) (一社)日本公園施設業協会の「公園施設団体賠償責任保険加入証」あるいはこれに代わる保険加入証 (* 必要な書類とその様式は発注者側で定めた様式による。)
136	6	公園施設製品整備技士(氏名・認定証番号)	公園施設製品整備技士または公園施設点検技士(氏名・認定証等番号)
		公園施設製品安全管理士(氏名・認定証番号)	公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士(氏名・認定証等番号)
159 ～ 162	全頁	特別定期点検表	(削除)